

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年2月26日(2009.2.26)

【公表番号】特表2008-526760(P2008-526760A)

【公表日】平成20年7月24日(2008.7.24)

【年通号数】公開・登録公報2008-029

【出願番号】特願2007-549637(P2007-549637)

【国際特許分類】

A 6 1 K 39/00 (2006.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 39/00 H

A 6 1 P 35/00

【手続補正書】

【提出日】平成21年1月5日(2009.1.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

PRAME、PSMA及びチロシナーゼから成る群から選択される第1の抗原、並びに少なくとも1つの他の腫瘍関連抗原を含む、癌の治療のための免疫性組成物。

【請求項2】

前記抗原が、1)全抗原、2)抗原のフラグメント、3)抗原由来のエピトープクラスタ、4)抗原由来のエピトープ、又は5)1~4のいずれかをコードする核酸の形態で提供される、請求項1に記載の癌の治療のための免疫性組成物。

【請求項3】

前記癌が、卵巣癌、結腸直腸癌、肺腺癌、非小細胞肺癌、メラノーマ、及び腎細胞癌腫から成る群から選択される、請求項1又は2に記載の癌の治療のための免疫性組成物。

【請求項4】

前記少なくとも1つの他の腫瘍関連抗原が、PRAME、PSMA、NY-ESO-1、SSX-2、MAGEタンパク質、MAGE-3、及びMelan-Aから成る群から選択される、請求項1~3のいずれか1項に記載の癌の治療のための免疫性組成物。

【請求項5】

前記組成物が、PSMA抗原、並びにPRAME、NY-ESO及びSSX-2から選択される少なくとも1つのさらなる抗原を含む、請求項1~3のいずれか1項に記載の癌の治療のための免疫性組成物。

【請求項6】

前記組成物が、PRAME抗原、並びにNY-ESO及びSSX-2から選択される少なくとも1つのさらなる抗原を含む、請求項1~3のいずれか1項に記載の癌の治療のための免疫性組成物。

【請求項7】

腫瘍新生血管系と関連する抗原、成長因子及びシグナル伝達タンパク質から成る群から選択される少なくとも1つの抗原をさらに含む、請求項5に記載の癌の治療のための免疫性組成物。

【請求項8】

前記腫瘍新生血管系と関連する抗原が、P S M A、V E G F R 2 及びT i e - 2 から成る群から選択される、請求項7に記載の癌の治療のための免疫性組成物。

【請求項 9】

前記成長因子がV E G F - A である、請求項7又は8に記載の癌の治療のための免疫性組成物。

【請求項 10】

前記シグナル伝達タンパク質がP L K 1 である、請求項7～9のいずれか1項に記載の癌の治療のための免疫性組成物。

【請求項 11】

前記抗原が新生血管系又は他の間質抗原をさらに含む、請求項1～10のいずれか1項に記載の癌の治療のための免疫性組成物。

【請求項 12】

前記抗原が細胞外因子をさらに含む、請求項1～11のいずれか1項に記載の癌の治療のための免疫性組成物。

【請求項 13】

前記抗原が非標的抗原をさらに含む、請求項1～12のいずれか1項に記載の癌の治療のための免疫性組成物。

【請求項 14】

腫瘍の成長、生存、侵襲性又は転移を促進する因子に対する免疫を誘導する手段をさらに含む、請求項1～14のいずれか1項に記載の癌の治療のための免疫性組成物。

【請求項 15】

前記腫瘍関連抗原のためのバイスタンダーによる援助を誘導する手段をさらに含む、請求項1～14のいずれか1項に記載の癌の治療のための免疫性組成物。

【請求項 16】

腫瘍病巣において炎症を引き起こす手段をさらに含む、請求項1～15のいずれか1項に記載の癌の治療のための免疫性組成物。